

パブリック・コメント手続(意見募集)結果

横須賀市個人番号の利用に関する条例の  
改正について

公表日

令和6年(2024年)2月7日(水)

お問い合わせ先：総務部総務課

電話 046-822-9474(直通)

横 須 賀 市



「横須賀市個人番号の利用に関する条例の一部改正について」  
パブリック・コメント手続き（意見募集）の結果について

1 意見募集期間

令和6年(2024年)1月11日(木)から令和6年(2024年)1月31日(水)まで

2 意見の提出者数及び意見の件数

(1)意見の提出者数 1人

(2)意見の件数 5件

■意見の提出方法

提出方法	人数
直接持参	0人
郵送	0人
ファックス	0人
電子メール	1人
合計	1人

■意見の内訳

項目	件数
意見募集資料の掲載の仕方に関する意見	3件
その他、意見や要望等	2件
合計	5件

### 3 提出された意見の概要及びの横須賀市の考え方

#### (1) 意見募集資料の掲載の仕方に関する意見

番号	意見の概要	件数	市の考え方
1	番号法の改正について、何が改正されたのかいちいち調べなくても解るように明記すべき。	1件	今後の意見募集に際しまして、より分かりやすい資料作りに努めてまいります。
2	「新たに規定される準法定事務」が何なのか明記がないので判断のしようがない。	1件	「準法定事務」は、「主務省令で定めるもの」とされており(改正後の番号法第9条第1項)、国による主務省令の公布を待っている状況のため、具体例等について明記することができませんでした。 今後の意見募集に際しましては、判明している事項をできるだけ記載する等、より分かりやすい資料作りに努めてまいります。
3	施行日が明記されていないので判断のしようがない。	1件	施行期日については、今回の番号法改正の施行期日と同日としていますが、当該法改正の施行期日は、国による公布を待っている状況のため、明記することができませんでした。

#### (2) その他、意見や要望等

番号	意見の概要	件数	市の考え方
1	マイナンバー制度に関しては政府行政のリスク管理が徹底しておらず、運用に関して全く信用できない。 政府行政が流出させても謝罪で済むのも納得がいかない。	1件	個人情報の取扱いについては、適正な手続を行い、細心の注意を払いながら事務を行っています。 なお、番号法には、マイナンバーの悪用防止のために罰則規定が設けられており(番号法第48条から第57条まで)、国や

			地方公共団体の職員等に適用される規定もあります。
2	内容のハッキリしないパブリック・コメントにより進めるのではなく、市民に対して真摯な態度を求める。	1件	今後の意見募集に際しまして、より分かりやすい資料作りに努めてまいります。